

勵耘書屋叢刻



勵耘書屋叢刻

沈刻元典章校補緣起

光緒季年予在廣州閱書於聚龍里巴陵方氏得舊鈔本元典章好之假讀旬日恨未能致也民國改元于役北平見沈家本氏新刻元典章亟購讀之繕刻雖精謬誤恒有一時無他本可校則以本書自證確知爲譌誤者若干條以目校書有目無書者又若干條不僅沈跋所云吏部闕倉庫官六門兵部闕軍裝一門而已既而有客以舊鈔本元典章求售則予在粵時所見方氏本也異哉此書不遠數千里相隔十餘年展轉復歸於予不可謂非奇事試檢沈刻所闕各門裒然具在乃補錄闕文百一十餘條是爲予校補元典章之嚆矢其後又得舊鈔本典章新集有闕里孔憲培印又有伯元二字及王引之伯申陰陽文二印每半葉十八行疑爲影鈔元本而未有確證十四年四月十七日清室善後委員會在齋

宮發見元刻本元典章有汲古主人毛晉私印即四庫提要所謂內府藏本是也試檢沈刻所闕各門具在以校方本所闕此本亦無不闕行款與闕里孔氏本同惟新集闕祭祀門而孔本有之知孔本實爲影鈔元本但非出於此本沈跋謂每半葉十五行爲元刻本者誤也十九年夏故宮博物院有影印元典章之議予聞之大喜後不果予乃發奮欲就故宮所藏合予所有詳校一次江安傅沅叔先生嘉其意爲予郵借涵芬樓藏舊鈔本予又新得藝風堂藏知聖道齋鈔本乃與門人那君志廉胡君廼庸日就壽安宮對校暑假後姜君廷彬葉君德祿續加入焉自五月十九日始至八月五日止故宮一部校畢繼而以諸本互校知元本誤處經諸家校改時有異同欲求一是往往因一名之細一字之微反覆參稽竟至累日間有不能決者則姑仍其舊計沈刻與諸本不同

之點約有數端曰行款變易諸本每半葉十行或十八行沈刻獨十三行其吏部六七八等卷則又盡低三格致與其他節目相淆曰擡頭綴連諸本皆照元本擡頭沈刻獨否雖瀏覽較便然誤連上文之弊即由此而生曰字體改正元本多用當時俗字沈刻悉爲改正然休與體札與禮時有誤改繆葛不清帳爲賬陪爲賠後起之文紛然雜出曰詞句增損校書無確據不能以意增損況不諳當時語法不識當時體制貿然執筆其誤必多今沈刻刑部卷內此病尤甚諒必一刑幕所爲不知而作至於表格之用端在界畫分明橫直相應苟失其道則應杖者死應笞者流輕重倒置何以爲準沈刻各表橫直線多闕贅亂不堪幸元刻尚存足資參照如是整理又數越月凡得譌誤衍脫顛倒諸處一萬二千餘條慮其繁瑣難閱也特仿宋樓大防樂書正誤式而少變之

樓式誤
正上下

分列予式誤成札記六卷其脫漏字句較多者為闕文三卷
右正左平列並改作表格一卷以今年二月三日全部寫定付諸梓人名
曰沈刻元典章校補外有釋例六卷另刊單行謹誌其緣起
於此掃葉之誚恐不能無更事精讐是在賢者所據各本列
于後方

一巴陵方氏

功惠

藏舊鈔本

今藏予勵耘書屋

二南昌彭氏知聖道齋鈔本

今藏予勵耘書屋

右二本每半葉十行行廿二字遇雙擡頭廿四字

三吳氏繡谷亭影鈔元本

僅有前集

今藏上海涵芬樓

四闕里孔氏藏影鈔元本

僅有新集

今藏予勵耘書屋

五毛氏汲古閣藏元刻本

今藏故宮博物院

右三本每半葉十八行行廿六字遇雙擡頭廿八字

民國二十年立春前二日新會陳垣援庵甫識

四庫全書總目提要

史部政書類存目二

元典章前集六十卷附新集

無卷數內府藏本

不著撰人名氏前集載世祖即位至延祐七年英宗初政

其綱凡十曰詔令曰聖政曰朝綱曰臺綱曰吏部曰戶部

曰禮部曰兵部曰刑部曰工部其目凡三百七十有三每

目之中又各分條格新集體例略倣前集皆續載英宗至

治元二年事不分卷數似猶未竟之本也此書始末元史

不載惟載至治二年金帶御史李端言

垣按元史卷二十八英宗紀至治二

年十一月戊申賜戊戌北邊萬戶千戶等官金帶御史李端

言云云金帶二字應屬上為句沈家本律令攷卷八大元

通制條引英宗紀亦誤作金帶御史予讀史絕世祖以來

句典章端賴清儒補金帶新加御史銜即指此所定制度宜著為令使吏不得為姦治獄有所遵守英宗

從之書成名曰大元通制頒行天下凡二千五百三十九條計其時代正與此書相同而二千五百三十九條之數

則與此書不相應卷首所載中書省劄亦不相合蓋各爲一編非通制也攷元史以八月成書諸志皆潦草殊甚不足徵一代之法制而元經世大典又久已散佚其散見永樂大典者顛倒割裂不可重編遂使百年掌故無成書之可攷此書於當年法令分門臚載採掇頗詳固宜存備一朝之故事然所載皆案牘之文兼雜方言俗語浮詞妨要者十之七八又體例淆亂漫無端緒觀省劄中有置簿編寫之語知此乃吏胥鈔記之條格不足以資攷證故初擬繕錄而終存其目焉

惜抱軒書錄

卷二史錄
姚鼐撰

元典章

大元聖政典章前集所載自世祖即位及延祐七年英宗初政其綱凡十曰詔令曰聖政曰朝綱曰臺綱曰吏部曰戶部曰禮部曰兵部曰刑部曰工部其目自世祖詔令至工部弓手凡三百七十有三其條格之細凡有數千又新集條例其綱目略倣前集其條格亦幾及千續載英宗至治元二年事也前集六十卷新集未分卷今酌分為十二卷合為七十二卷史載至治二年金帶御史季端言

垣按金帶

御史之誤四庫總目實沿自姚氏李端作季端則傳寫之誤也世祖以來所定制度宜著

為令使吏不得為姦治獄有所遵守英宗從之書成名曰大元通制頒行天下凡二千五百三十九條計其時與此元典章之成正同時也然此書條例較為繁多意其出於

胥史所初輯而通制稍加刪定歟此書載案牘之文未免
細碎猥雜又元時陳奏詔令直用當時俗語轉經鈔寫或
有舛誤至今多有不可通曉者矣然一朝制度之詳史所
不書者此略備之又其書尤詳於刑律世謂元時用法頗
慈仁者於此尤可見也

典章目錄

						九		六	七			
四背	十	三背	二	十二	二背	一				八	九背	十
日頭	敘仕	類見聖政門飭官吏	休體與	譯使史下同	書作大德二年	典史不得	揀選	通例吏	典例吏	五十四年	大德二年	次俸鈔類各異目
至一	五背	六	九	至八	至十二	三背	四	七	至十一			至十二
致除	人人吏史	至至大元	七八年	至大德三年	七十年	二十二年	軍役妻妾	一夫逃不許休棄	嫁娶女	至大十四年	至元三十五年	至大元四十五年

五	四	三	二	一	十	七	十	九	八	五
背	背	背	背	背	背	背	背	背	背	背
當	當	當	當	當	當	當	當	當	當	當
差	差	差	差	差	差	差	差	差	差	差
至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
德	德	德	德	德	德	德	德	德	德	德
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年									

三	二	一背	主一	六背	主八	六	五	四背	主七	三	十三	十二
諸物對物估體	估體	四款	至大二年	差發	延祐七年	至大元年	勸農	勸課第與書異	勸農司	牛肉	見日役門四字誤	納稅稅
主二	七背			七	三	主一	六背	主七			七	四
割衫為親革去漏指腹	禁懷插項掛一	至二十四年	經過使臣	至十九年	十六年	上應相連字四	條正旦朝賀一	依例鄉	十三五年	脚力	水路	禁條約有目無官書

十至大二年

背移遷

三官員塋墳立碑

五載祀

六祭祀三皇錢數

七此知此以後有十餘處闕

數葉紙有脫爛吳氏本此

藏方氏彭氏一本均不

三皇配享雨例一闕祭

八祭郊社風雨例一闕

九立社稷壇下闕霖

十人病禱祭不禁

學學校一

三蒙古生員免役

四蒙古生徒數目

五蒙古學徒

六儒學

禁治搔擾文廟

宣聖廟告朔禮一闕

望講經史例

朔望講經史例一闕

崇奉儒教事理一闕

立儒學提舉

秀才免差役

權兒

食學校田地

三 二	士	九背	九	三 七	十	七背	三 九	士	八	二背	士	士
二三十三年	六六年	探馬赤軍軀	二十三年	差弱	魏阿張	大德二年	披剌	至大元	醫學官罰一條書作	學校二	科舉程式	整治學校
聖一	聖九背	七	六	五背	士	聖五	二背	聖二	士背	士	士	
擾擾民名	大大夫虫	四三年	取收租	休體奏	回還遠	簪帶戴	至大元元年	至大德三年	刀刀子手	二	二十一年	

九為良改

十禁內地

三禁內地

四一三二年

十杖子手

三至至元大

七十一十年一年

五賺推擬死姦婦

十薊草

七賠元改作倍此

六毆吏

二親屬屬

三五年

一背官典條即上文賊重不滿

五十一發遣

十背官吏例

五十一霸管

八盜賊盜

一背駝奴

七准等

九竊盜上行應有免配二字

五三背盜賊從

十二放收支

五十一逃軀

七背詐稱鋪馬

文卷案